

防衛施設庁発注工事に係る指名停止について

1. 概要

防衛施設庁が発注する工事において、大成建設(株)等8社は平成18年3月14日、競売入札妨害罪により略式起訴されたため、国土交通省地方整備局等は次の通り指名停止措置を行った。

2. 指名停止措置

1) 指名停止業者:

大成建設(株)、五洋建設(株)、鹿島建設(株)、(株)大林組、東亜建設工業(株)、鉄建建設(株)、りんかい日産建設(株)、清水建設(株) (計8社)

2) 指名停止期間:平成18年3月20日(月)から下表の期間

	大成建設(株) ※1※2	五洋建設(株) ※1※3	鹿島建設(株) ※1	(株)大林組 ※1	東亜建設工業(株) ※3※4	鉄建建設(株)	りんかい日産(株)	清水建設(株)
北海道開発局					1ヵ月			
東北地方整備局					1ヵ月			
関東地方整備局					1ヵ月			2ヵ月
北陸地方整備局					1ヵ月			
中部地方整備局					1ヵ月			
近畿地方整備局					1ヵ月			
中国地方整備局	5ヵ月		3ヵ月	3ヵ月	2ヵ月	2ヵ月		
四国地方整備局					1ヵ月			
九州地方整備局		5ヵ月			2ヵ月		2ヵ月	
官庁営繕部					1ヵ月			2ヵ月
国土技術政策総合研究所					1ヵ月			2ヵ月

※1 談合の「連絡役」となった業者について競売入札妨害を助長した悪質性を考慮して1ヵ月加算。

※2 H16.4.19 指名停止(広島市発注工事における詐欺事件)による短期加重

※3 H14.6.17 指名停止(長崎県の発注した海上土木工事における独占禁止法違反)による短期加重

※4 略式起訴された者が一般役員のため全地方整備局等で指名停止

※ 地方航空局等他部局においても、同様に指名停止措置を行った。